

# 駐在所公衆接遇費及び交番等公衆接遇費取扱要領

平成13年3月30日  
通達(地)第61号

## 第1 制定の趣旨

この要領は、警察官駐在所(以下「駐在所」という。)並びに警察署所在地(以下「所在地」という。)及び交番において警察業務を円滑に推進するための公衆接遇に要する経費(以下「公衆接遇費」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 支出の種別

駐在所における公衆接遇費(以下「駐在所公衆接遇費」という。)並びに所在地及び交番(以下「交番等」という。)における公衆接遇費(以下「交番等公衆接遇費」という。)に支出できる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 外出先で所持金を盗まれ、又は遺失した者の交通費としての貸付けに要する経費
- (2) 迷い子又は家出人の保護に当たり応急的な措置に要する経費
- (3) 行旅病人の保護、交通事故等による負傷者の救護等に当たり一時的応急措置に要する経費
- (4) 地域住民との意見交換に要する経費で、警察署長が別に定めるもの

## 第3 駐在所公衆接遇費

### 1 支給対象者

駐在所に居住勤務する警察官を支給対象者(勤務員が複数いる場合は、1名を警察署長が認定する。)とし、その取扱い及び管理を行わせるものとする。

ただし、山梨県警察官駐在所家族報償費の支給に関する訓令(平成7年山梨県警察本部訓令第7号)に定める警察官駐在所家族報償費(以下「家族報償費」という。)の支給対象者が同居する駐在所の警察官は除く。

### 2 支給の認定及び報告

警察署長(以下「署長」という。)は、支給対象者を認定した場合は、速やかに駐在所公衆接遇費支給認定報告書(別記様式第1号)により警察本部長(以下「本部長」という。)に報告しなければならない。

### 3 支給の解除及び報告

署長は、当該支給対象者が居住勤務しなくなったとき、同居する者が家族報償費の支給対象者

となったとき等の理由により認定を解除した場合は、速やかに駐在所公衆接遇費支給認定解除報告書（別記様式第2号）により本部長に報告しなければならない。

#### 4 支給金額

支給金額は、月額8,000円とする。

#### 5 支出の方法

駐在所公衆接遇費は、毎月の当初に警察署の地域係長に資金前渡し、当該支給対象者に支給するものとする。

### 第4 交番等公衆接遇費

#### 1 支給対象者

交番等公衆接遇費については、所在地にあっては警察署の地域係長を、交番にあっては交番所長を支給対象者とし、その取扱い及び管理を行わせるものとする。

#### 2 支給金額

本部長は、交番等の取扱実績等を勘案して年間支給額を決定し、交番等公衆接遇費通知書（別記様式第3号）により、当該会計年度の当初に署長に通知するものとする。

#### 3 支出の方法

交番等公衆接遇費は、年度の当初に警察署の地域係長に資金前渡し、当該支給対象者に支給するものとする。

### 第5 公衆接遇費の取扱い

#### 1 駐在所公衆接遇費

(1) 支給対象者は、公衆接遇費現金出納簿（別記様式第4号。以下「現金出納簿」という。）により、その出納状況を明らかにしておくものとする。

(2) 支出に当たっては、1件ごとに公衆接遇費取扱票（別記様式第5号。以下「取扱票」という。）を作成するものとする。

なお、交通費として貸付けた経費については、借用書（別記様式第6号）を徴取し、当該取扱票に添付しておくものとする。

(3) 支給対象者は、翌月5日までに当該月の現金出納簿に取扱票を添えて資金前渡職員に提出するものとする。

#### 2 交番等公衆接遇費

交番等公衆接遇費の取扱いについては、前記駐在所公衆接遇費の取扱いに準じるほか次のとおりとする。

- (1) 署長は、支給対象者以外の職員を補助者として指定し、この経費の取扱いを行わせることができるものとする。
- (2) 補助者は、交番等公衆接遇費の取扱い終了の都度速やかに取扱票を支給対象者に提出するものとする。

#### 第6 返済を伴う公衆接遇費の取扱い

- 1 貸付けた経費は、駐在所及び交番等に直接又は現金書留により返済するよう教示するものとする。
- 2 返済を受けた支給対象者は、新たに取扱票を作成し、現金出納簿へ記載するものとする。

#### 第7 取扱い上の留意事項

- (1) 支出額は、原則として1件につき3,000円を限度とするものとする。
- (2) 月の途中で支給対象者が交替した場合は、後任者が発令日をもって、残額を引き継ぐものとする。
- (3) 支給対象者は、会計年度末において残額がある場合、公衆接遇費返納書（別記様式第7号）に残額を添えて資金前渡職員に提出するものとする。
- (4) 署長は、公衆接遇費の取扱いの適正を期すため、支給対象者を指導又は監督するものとする。

#### 第8 実施年月日

この要領は、平成13年4月1日から実施する。

様式 略